

令和5年度石川県医療機関等省エネ投資支援事業について

本事業では、原油価格・物価高騰等が続く中、医療機関等がエネルギーコストの削減を推進することにより、光熱費等の高騰による負担軽減を図るため、医療機関等が実施する省エネ設備の導入等を支援します。

事業概要

1 補助対象者

医療機関（病院、有床診療所、無床診療所、歯科診療所）、施術所、助産所

- ※医療機関、施術所は保険適用の診療・施術を実施している機関に限ります。
- ※地方公共団体（一部事務組合等を含む）が開設する施設は対象外。

2 補助対象事業

下記の省エネ設備の更新及び再エネ設備の新設・増設で、規格及び概要を満たし、かつ省エネ性能に関する基準を満たすもの

【補助対象設備】

	区 分	設 備 の 種 類
1	空調・換気設備	エアコン、換気装置（熱交換型）、温風暖房機、ジェットヒーター
2	照明設備	L E D照明器具、非常時用照明器具
3	冷蔵・冷凍設備	冷蔵・冷凍庫
4	エネルギー管理設備	エネルギーマネジメントシステム、凍結防止ヒータ用節電器
5	恒温設備	チラー（冷却水循環装置）、ヒートポンプ式給湯器、ガス給湯器、高性能ボイラ
6	熱電併給設備	高効率コージェネレーション
7	電気制御設備	変圧器、産業用モータ
8	窓	複層ガラス、真空ガラス、サッシ
9	断熱材	外気に接する天井、外壁、床の断熱材
10	再エネ設備	太陽光発電システム、太陽熱利用システム、木質バイオマスエネルギー利用設備

3 補助対象経費

○補助対象となる経費

- ①設備費（補助対象設備の更新等に係る購入、製造、据付等に必要な経費）
- ②工事費（補助対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事および設計に必要な経費）
- ③処分費（既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要な経費）

○補助対象とならない経費

- ・消費税および地方消費税相当額
- ・中古品やリース品による整備費用
- ・過剰な設備、予備用の設備、本事業以外において使用することを目的としたもの
- ・申請書類の作成費用
- ・設備のランニング費用 等

※詳細については、県医療対策課ホームページから補助金交付要綱、申請要領をご確認ください。

4 補助率・補助上限額

補助率	区分	補助上限額	申請下限額※
1 / 2	病院	200万円 + (許可病床数 - 20) × 3万円 (最大600万円)	60万円
	有床診療所	100万円	40万円
	無床診療所・歯科診療所・施術所・助産所	50万円	20万円

※表面の3 補助対象経費が「申請下限額」に満たない場合は、補助対象外となります。

※令和4年度の本事業の助成を受けた事業者の上限額は、助成額を差し引いた額となります。
(令和4年度に上限額まで助成を受けた事業者は対象外)

申請手続き

1 申請受付期間

令和5年7月18日(火)～令和5年11月30日(木) (必着)

※申請受け付け後、順次交付決定を行います。予算額に達し次第、交付決定及び受付を終了します。

2 申請方法

- 補助金交付要綱、申請要領等を参照のうえ、交付申請書に必要書類を添付し、下記提出先へメール又は郵送により提出してください。
- 補助金交付要綱、申請要領、交付申請書等の様式は、県医療対策課ホームページからダウンロードしてください。
※交付申請書等の郵送を希望される場合は、下記お問合せ先までご連絡ください。

【交付申請書、補助金交付要綱、補助金申請要領等の入手先】

県医療対策課HP：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/iryou/syoenehojyo.html>

石川県 医療機関 省エネ補助

検索



3 提出先・お問合せ先

- 石川県健康福祉部医療対策課医療指導グループ
所 在 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1
電話番号 076-225-1433 (受付時間：9:00～17:00 (土日祝を除く。))
E-mail iryosyoene@pref.ishikawa.lg.jp

留意事項

- ・申請に当たっては、補助金交付要綱、申請要領、Q&A、記載例等を十分に確認してください。
- ・提出された申請書、添付書類が揃っており、適正であることが確認できてから、概ね1か月以内に交付又は不交付の決定を通知します。
- ・補助金交付決定前に事業に着手(契約、購入等)する場合は、「事前着手届」の提出が必要です。(事前着手届の提出は、補助金の交付決定を保証するものではありません。)
- ・事業完了(設置、支払完了)後、県に実績報告書等を提出する必要があります。補助金の交付は、実績報告書審査後の精算払いとなります。
- ・補助事業は原則、令和6年2月29日までに完了する必要があります。